

○内閣府告示第一号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十六年十二月十九日付けで区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 区域計画の作成主体 新潟市国家戦略特別区域会議

二 国家戦略特別区域の名称 新潟市 革新的農業実践特区

三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 農業法人経営多角化等促進事業、農地等効率的利用促進事業、地域農畜産物利用促進事業及び農業への信用保証制度の適用関連事業

○内閣府告示第二号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十六年十二月十九日付けで区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 区域計画の作成主体 東京圏国家戦略特別区域会議

二 国家戦略特別区域の名称 東京圏 国家戦略特別区域

三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略民間都市再生事業、保険外併用療養に関する特例関連事業及び国家戦略特別区域高度医療提供事業